

<論 文>

人格権の保護－非金銭的救済を中心に

顔 佑 紘*
訳：小 田 美佐子**

The Protection of Personality Rights:
With a Focus on Redress Other Than Compensation in Money

Yu-Hung Yen

Translator: Misako Oda

This article examines the protection of personality rights with a focus on redress other than compensation in money, highlighting three dimensions: removal or prevention of infringement, restoration of the status quo ante, and restitution of benefits. First, removal or prevention empowers the person entitled, under Paragraph 1, Article 18 of the Civil Code, to request elimination or prevention of unlawful interferences. Second, regarding restoration of the status quo ante, the injured person may, pursuant to Paragraph 1, Article 213 of the Civil Code, claim restoration through damages under contractual or tort liability. Finally, restitution of benefits applies where personality rights are commercially exploited, permitting the person entitled, under Paragraph 2, Article 177 or Article 179 of the Civil Code, to reclaim profits derived from such unauthorized use. In sum, these approaches underscore that personality rights may be safeguarded through multifaceted forms of protection other than compensation in money.

Keywords : personality rights, compensation other than money, removal or prevention of infringement, restoration of the status quo ante, restitution of benefits.

キーワード：人格権、非金銭的賠償、侵害の除去または予防、原状回復、利益の返還

* 国立台湾大学法律学院准教授

** 立命館大学法学部教授

一. 侵害の除去または予防

1. 請求権の基礎

台湾の法律は、権利者の特定的人格権が侵害された場合、行為者に対してその侵害を除去または予防するよう請求する権利を認める特別規定を設けていることがある。例えば、民法19条前段では、「氏名権が侵害された者は、裁判所に対してその侵害を除去することを請求することができる」と規定しており、公平取引法29条では、「事業が本法の規定に違反し、他人の権利利益を侵害したときは、被害者は、侵害の除去を請求ことができ、侵害のおそれがあるときは、予防を請求することができる」と規定している。さらに、民法18条1項においては、人格権が侵害された場合に侵害を除去または予防することを請求できるとする一般規定が設けられており、すべての人格権侵害に適用されるため、特に重要性を有する。このため、以下に詳しい説明を加える必要がある。

2. 要件

民法18条1項は、次のように規定している。「人格権が侵害されたときは、裁判所に侵害の除去を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、予防を請求することができる」。この規定からわかるように、人格権者が行為者に対して侵害の除去または予防を請求するための要件は二つある。第一に、行為者が人格権を侵害したか、または人格権を侵害するおそれがあることである。第二に、行為者の行為に違法性があることである。また、留意すべき点として、本項に定める請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権ではなく（王澤鑑、2012）、「防衛請求権」である（黄茂榮、2022）。したがって、本項の請求権は、行為者に故意または過失があることを要件としていない（王澤鑑、2024。陳聰富、2022。黄茂榮、2010）。人格権者は、そもそも人格権に対するいかなる侵害の除去または予防も請求することができるためである（黄茂榮、2010）¹⁾。

まず前者の要件について言えば、通説では、民法18条1項における「人格権」とは一般人格権を指すとされている。言い換えれば、あらゆる人格権がこれに含まれる（王澤鑑、2012。陳聰富、2022。鄭冠宇、2023）。また、人格権への侵害または侵害のおそれがあるだけで要件を満たし、侵害の手段については限定しておらず、重大な侵害が発生することを要しないとされている。次に、後者の要件について言えば、行為が違法かどうかを判断する際の鍵は、違法性の認定にあたり「結果不法説」を採用すべきか「行為不法説」を採用すべきかにある。

上記の議論において、どの見解が妥当であるかについて、本稿は次のように考える。一部の人格権、例えば生命権や身体権は、その発展がすでに相当安定し成熟しているため、被害者がこれらの人格権を有することを認める点については異論はなく、この種的人格権の主体、内容、範囲も通常、非常に具体的かつ明確である。さらに、行為の自由と比較しても、その保護の優

先順位が明らかに高い。したがって、このような人格権が侵害された場合、その違法性の認定は所有権やその他の物権の侵害の場合と同様であり、結果不法説を採用すべきである。これに対して、契約締結の自由に関する人格権や名誉権といった一部の人格権は、まだ安定し成熟した段階に達していないため、被害者がこれらの人格権を有することを認めるべきか否かについて疑義があるだけでなく、この種の人権の主体、内容、範囲も具体的かつ明確に特定することが困難である。さらに、これらの人格権の保護順位は行為の自由よりも明らかに高いとは言えない。このため、これらの人格権が侵害された場合には、違法性阻却事由が存在しない限りは一律に違法性があると判断すべきではない。そうでなければ、違法性阻却事由を証明できない行為のすべてに違法性があるとみなされ、行為の自由に過度の制約を課すことになる。このような結果を避けるため、むしろ関連する要素を総合的に考慮し、その行為が違法であるか否かを判断すべきである。すなわち、行為不法説を採用すべきである（葉啟洲、2021）。

3. 効果

民法18条1項の規定によれば、人格権が侵害された場合、権利者はその侵害の除去を請求でき、人格権が侵害されるおそれがある場合にはその予防を請求できる。具体的に人格権者がどのようにして侵害の除去または予防を請求するかは、侵害された人格権の種類や個別の事案の事実に応じて、異なる除去または予防の方法がとられることとなる。

例えば、名誉権が侵害された場合、権利者は行為者に対してその言論を除去するよう請求することができる。台湾高等法院の103年度上字第131号民事判決では、行為者が特定のウェブページに文章を掲載したが、その文章の一部が名誉権を侵害していたとしている。裁判所は、権利者が行為者に対し、そのウェブページに掲載されている文章の中の特定の文字の削除を請求する権利を有すると判断した。また、権利者は行為者に対し、これ以上その言論を拡散しないよう請求することもできる。さらに、台湾高等法院の107年度上字第711号民事判決では、行為者がある書籍を執筆し販売したが、その書籍内の一部の文言が名誉権を侵害していたとしている。裁判所は、権利者が行為者に対し、実物の書籍や電子記録などの方法で当該書籍を発行または出版しないよう請求することができると判断した。行為者が実店舗やインターネット、通信販売などのチャネルで販売したり、新書発表会を開催したり、寄贈やその他の方法で公衆に伝達・拡散したりすることを禁止するよう請求する権利も認められるとしている。

二. 原状回復

1. 請求権の基礎

人格権が侵害された被害者は、契約責任に基づく損害賠償請求権を行使する可能性がある。例えば、民法227条2項の規定に基づく場合がこれに該当する。また、不法行為責任に基づく

損害賠償請求権を行使する場合もあり、その例として民法184条1項前段が挙げられる。さらに、損害賠償請求権の根拠が何かにかかわらず、請求は特定的人格権が侵害された場合に限られないため、広範囲的人格権侵害に対して賠償を求めることが可能である。

2. 原状回復と金銭賠償

権利が侵害された後、被害者は財産的損害または非財産的損害を被る可能性がある。しかし、どの種類の損害賠償を請求する場合であっても、民法213条1項の規定に基づき、原状回復が原則とされる。立法者の見解では、金銭賠償は確かに便宜であるが、原状回復の方が損害賠償の目的により適合すると考えられている（王澤鑑、2017）。財産的損害について原状回復を請求する典型例としては、身体健康権が侵害された場合に被害者が傷口の縫合や骨折の接合を請求できることが挙げられる。非財産的損害について原状回復を請求する例としては、プライバシー権が侵害された場合に被害者が盗撮された写真の返還や録画された映像ファイルの削除を求めることが挙げられる。特に非財産的損害に対する原状回復請求の最も典型的な事例としては、名誉権が侵害された場合に、被害者は民法195条1項後段に基づき、名誉回復のための適切な処分を請求できることが挙げられる（詹森林、1998。劉春堂、2020）²⁾。

台湾民法が原状回復を原則としているため、法律に別段の規定がある場合や契約に別段の約定がある場合に限り、被害者は金銭による損害賠償を請求することができる。この点については、民法213条1項にも明文で規定されている。なお、法律に別段の規定があるとは、例えば民法214条や215条の規定がその典型例である。

3. 名誉回復のための適切な処分の請求による原状回復

(1) 民法195条1項後段の規範的意義

名誉権が侵害された場合、被害者は民法195条1項後段に基づき、名誉回復のための適切な処分を請求し、非財産的損害に対して原状回復を請求することができることは前記の通りである。学者の見解によれば、この規定は日本民法723条を参照して設けられたものである（王澤鑑、2012）。しかし、研究者が注目する点は、民法195条1項の文言である。同条は次のように規定している。「不法に他人の名誉を侵害した者に対して、被害者は非財産的損害であっても相当な金額の賠償を請求することができる。名誉を侵害された者は、さらに名誉回復のための適切な処分を請求することができる」。これに基づき、名誉権が侵害された場合、被害者が非財産的損害に対して金銭賠償を請求することと、非財産的損害に対して名誉回復のための適切な処分を請求することとの関係がどのように整理されるべきかが問題となる。

学者の中には、「名誉が侵害された場合、金銭賠償だけでは十分に保護されないときは、名誉回復のために必要な処分を命じることができる。例えば、新聞への謝罪広告掲載などである」という民法195条1項の立法理由に基づいて、次のように考える者がいる。金銭賠償が被害者

の非財産的損害を補填するには不十分な場合に限り、名誉回復のための適当な処分を請求することができる（王澤鑑、2012。陳聰富、2023）。また、名誉権侵害による非財産的損害については、その損害額を計算するのが通常困難である。さらに、被害者に慰謝料を支払うだけでは非財産的損害を完全に補填できない場合が多く、仮に慰謝料が支払われたとしても、損なわれた名誉が十分に回復されないことがよくある。ゆえに、民法195条1項後段は金銭賠償に加えて、被害者が名誉回復のための適当な処分を請求することを認めている（王澤鑑、2012。劉春堂、2020）。言い換えれば、この見解によれば、名誉回復のための適当な処分は金銭賠償の不足を補うために設けられたものである。このため、名誉権が侵害された被害者は、まず金銭賠償を請求し、それが非財産的損害を補填するには不十分である場合、または金銭賠償だけでは名誉が十分に回復されない場合に限り、名誉回復のための適当な処分を請求することができる³⁾。

本稿は、民法195条1項の法文構造を検討するにあたり、同条項がまず「被害者は名誉権侵害による非財産的損害について金銭賠償を請求することができる」と規定し、その後「被害者はさらにその非財産的損害について名誉回復のための適当な処分を請求することができる」と規定している点を指摘する。この構造は、前記の学説の見解を支持する明文の根拠が存在することを示している。しかし、学説および実務の見解においてすでに認められているように、名誉回復のための適当な処分を請求することは、名誉権侵害による非財産的損害について原状回復を求める典型的な事例に該当する。また、台湾の損害賠償の方法は、民法213条1項に基づき原状回復を原則としている。したがって、被害者が名誉権侵害により被った非財産的損害については、民法213条1項に基づき原状回復や名誉回復のための適当な処分を請求することができる。このように、民法195条1項後段の規範的意義は、損害賠償の方法が原状回復を原則とすることを改めて確認するものであり、特に名誉権侵害による非財産的損害の場合には、その具体的な原状回復の方法として名誉回復のための適当な処分を示しているに過ぎない。したがって、民法195条1項後段が、名誉権侵害時に原状回復を求める「特殊な方法」を定めていると解釈すべきではない（王澤鑑、2012。劉春堂、2020）。むしろ、民法195条1項は、台湾民法が定める損害賠償の方法を変更するものではなく、同項後段は実際には民法213条1項の規定を単に再確認したものであると解釈すべきである。この点について、学説では、民法195条1項後段は注意規定としての性質を有すると指摘されている（史尚寛、1990。吳志正・管靜怡、2022。孫森焱、2020）。

考慮すべき点は、名誉権が侵害された場合、なぜ民法195条1項の法文構造が、同項前段でまず「被害者は非財産的損害について金銭賠償を請求することができる」と規定し、その後、後段で「さらに名誉回復のための適当な処分を請求することができる」と規定しているのかという点である。本稿は、その理由として、同項が日本民法723条を参照して設けられた可能性がある⁴⁾と推測する。日本民法における損害賠償方法の立法例は台湾とは異なり、金銭賠償を原

則とし、原状回復を例外としている（劉春堂、2021）。そのため、名誉権が侵害された被害者は、まず日本民法 722 条 1 項により準用される同法 417 条に基づき金銭賠償を請求し、さらに日本民法 723 条に基づいて名誉回復のための適当な処分を請求することができる。この処分は、損害賠償の代替として、または損害賠償と併せて行われる。このような背景から、台湾民法 195 条 1 項の立法時に日本法を参照し、前段で「金銭賠償を請求することができる」と規定し、後段で「さらに名誉回復のための適切な処分を請求することができる」と規定したものと考えられる。しかし、台湾民法の損害賠償方法に関する立法例は日本ではなくドイツ法を採用しており（王澤鑑、2012）、損害賠償の方法については原状回復を原則、金銭賠償を例外とする準則に従うべきである。このため、民法 195 条 1 項後段は民法 213 条 1 項の再確認規定または注意規定にすぎず、特別規定ではないと解すべきである（史尚寬、1990）。言い換えれば、名誉権が侵害されて非財産的損害が生じた場合、被害者はまず名誉回復のための適当な処分を請求すべきであり、原状回復が不可能である場合や、名誉回復のための適当な処分を施してもなお原状回復が十分に達成されない場合に限り、金銭賠償を請求することができる。このようにすることで、原状回復による損害賠償が損害賠償の目的により適合するという立法趣旨を徹底することができる。

(2) 名誉回復のための適当な処分の該当性

(i) 強制的な謝罪

強制的な謝罪が名誉回復のための適当な処分に該当するか否かは、最も議論が多い問題と言える。これについて、大法官はまず民国 98 年（西暦 2009 年）4 月 3 日に作成された釈字第 656 号解釈で肯定的な見解を示した。しかし、この見解は 111 年（2022 年）2 月 25 日の憲判字第 2 号判決によってわずか 13 年足らずで覆された。この二つの見解が示す理由は、以下のとおりである。

まず、釈字第 656 号解釈が肯定的な見解を採った理由は、民法 195 条 1 項後段に規定される「名誉回復のための適当な処分」が、判決によって加害者に公開謝罪を命じる場合であり、かつそれが加害者の自己卑下や人間の尊厳を損なう状況を伴わない場合に限られるとしている点にある。大法官は、憲法 23 条の比例原則に反することなく、憲法が保障する意思表示をしない自由に抵触しないと判断した。

強制的な謝罪の方法について、実務で最もみられるのは新聞への謝罪広告の掲載である。例えば、釈字第 656 号解釈の事件では、裁判所が判決により、被告に対して謝罪声明および本件判決の主文と理由を、中国時報、聯合報、自由時報、工商時報の全国版の各新聞の一面に、それぞれ半ページの大きさに 1 日掲載するよう命じた⁴⁾。

しかし、裁判所が上記のように判決によって被告に強制的な謝罪を命じ、これを名誉回復のための適当な処分とする方法については、111 年（2022 年）憲判字第 2 号判決で次の理由から

否定された。①「裁判所が判決により加害者に謝罪を命じることは、憲法が保障する言論の自由の趣旨に反する」、②「加害者が自然人である場合、裁判所が判決により加害者に謝罪を命じることは、憲法が保障する思想の自由の趣旨に反する」。このため、憲法が保障する国民の言論の自由および思想の自由の趣旨に合致するよう、民法195条1項後段が規定する「名誉回復のための適当な処分」には、裁判所が判決により加害者に謝罪を命じることを含むべきではないとしている。

(ii) 謝罪に該当しない表明

111年(2022年)憲判字第2号判決後、民法195条1項後段に規定される「名誉回復のための適当な処分」は、裁判所が判決によって加害者に謝罪を命じることを含まないことが確定した。これまでの実務事例を総合的に見ると、裁判所は、被告に謝罪を求める内容でない限り、原告の「勝訴公告」⁵⁾、「説明公告」⁶⁾、「判決の抜粋」⁷⁾、「判決主文」⁸⁾、「判決要旨」⁹⁾、「判決公告」¹⁰⁾、さらには他の事件における「刑事判決書」¹¹⁾の掲載請求を認めている。

三. 利益の返還

時代の発展、社会の変化、技術の進歩およびメディア事業の進展に伴い、商業社会の到来後には、人格権を商業活動に利用することが次第に可能となった。人格権を商業的に利用する結果として、一定の、さらには非常に大きな経済的利益が生じる可能性がある。このため、人格権の行使により、単なる精神的利益にとどまらず、経済的利益も得られるようになってきている。この点について、学説および実務の見解は、人格権が現在では財産権としての性質も兼ね備えていると認識している(王澤鑑、2024)¹²⁾。これにより、人格権の研究も、防御権にとどまらず、利用権へと拡大している(王澤鑑、2012)。

しかし、人格権の行使により経済的利益を得られる可能性があるため、他人の人格権を無断で行使し、不正に利益を得ようとする誘因が生じることがある。学説では、このような状況を「人格権の強制商業化」と呼んでいる(王澤鑑、2012)。例えば、被告が原告の同意を得ることなくその肖像を無断で利用し、製品の販売やマーケティングに用いる場合がこれに該当する。このような事例は、台湾でよくみられるものである¹³⁾。人格権が強制商業化された事例において、人格権者が行為者に対して利益の返還を請求する際の請求権としては、次の二つが考えられる。一つは民法177条2項に基づく事務管理により生じた利益返還請求権であり、もう一つは民法179条に基づく不当利得返還請求権である。この二つの請求権は、それぞれ要件と効果が異なるため、以下で詳細に説明する。

1. 事務管理

民法 177 条 2 項は、管理者が他人の事務であると知りながら自己の利益のために管理を行った場合について規定している。この場合、1 項の規定が準用されるため、本人は管理により得た利益を享受する権利を有し、管理者に対する費用の償還、債務の弁済、損害賠償の義務も、本人が得た利益の範囲内に限られる。具体的に言えば、民法 177 条 2 項に基づく違法管理による利益返還請求権の要件は二つある。①事務管理を行った管理者が、自ら管理している事務が本人の事務であると認識していること、②管理者が自己の利益のために管理を行っていることである。また、その効果としては次の二つがある。①本人は管理者に対して、管理によって得た利益の返還を請求することができ、②管理者は本人に対して、費用の償還、債務の弁済、損害賠償を請求することができるが、その金額は本人が得た利益の範囲内に限られる。

しかし、民法 177 条 2 項に基づく利益返還請求権の要件は非常に厳格であるため、原告がこれらの要件を満たすことを立証するのは非常に困難である。このため、この請求権に基づいて被告に利益の返還を請求する事例はあまり多くない。特に、人格権者が行為者のその人格権行使によって利益を得たことを理由に、この規定に基づき利益の返還を請求するケースはさらに稀である。実務の例を調査したところ、関連するものは知財・商業法院の 110 年度民商上字第 7 号民事判決の一件のみであった。しかし、裁判所は被告による管理行為が「本人の事務であることを明らかに知りながら」行われたことを原告が立証できなかったとして、原告の請求を棄却した。このことから明らかなように、この請求権の要件は非常に厳格であり、実際には人格権の保護に有効な役割を果たしていないといえる。

2. 不当利得

(1) 要件

学説と実務の見解によれば、不当利得は給付型不当利得と非給付型不当利得の二種類に区分される（王澤鑑、2015）¹⁴⁾。人格権侵害の事例においては、通常、非給付型不当利得の中でも権利利益侵害型不当利得に該当する。さらに、実務の見解を観察すると、人格権侵害の事例における不当利得返還請求権の要件の判断は、「権利利益帰属理論」を中心に検討される傾向がある。したがって、本稿ではこれを焦点として、以下に検討を進める。

権利利益帰属理論とは、権利利益には一定の利益内容が存在し、それが権利者に専属し、その享有が排他的であることを指す（王澤鑑、2015）。不当利得制度の目的は損害の補填にあるのではなく、受益者に権利利益帰属内容に基づき、本来取得すべきでない利益を返還させることにある¹⁵⁾。このため、学説および実務の見解は一致しており、非給付型不当利得の「権利利益侵害型不当利得」において、不当利得の要件該当性を判断する際には、「権利利益帰属説」を基準とすべきとしている（王澤鑑、2015）¹⁶⁾。詳しく言えば、受益者の受益が損失者の給付行為によるものではなく、受益者の侵害行為によって生じた場合には、受益者がその侵害行為

を通じて、本来損失者に属する利益を取得したと認められる限り、法秩序に基づく権利利益帰属の価値判断において、受益者が損失者に属する権利利益を取得することに保有利益の正当性がないと判断される。すなわち、受益者は法律上の原因のない利益を取得し、結果として損失者に損害をもたらしたと認定されるのである（王澤鑑、2015）¹⁷⁾。

したがって、受益者が損失者の同意を得ることなくその人格権を行使し、それによって利益を得た場合には、例えば、被告が原告の同意を得ずにその肖像を無断で使用し、製品の販売やマーケティングに利用した場合、被告は原告に属する利益を取得したため、被告は法律上の原因のない利益を取得し、その結果、原告に損害をもたらしたと認められる。したがって、原告は民法179条に基づき、被告に対して取得した利益の返還を請求することができる（劉春堂、2016）。

(2) 効果

不当利得返還請求権の効果は、以下の二つの側面から観察することができる。一つは返還すべき客体であり、もう一つは返還すべき範囲である。これらの二つの点は、それぞれ民法181条および182条に規定されている。

まず、前者について述べると、民法181条本文は、受益者が原則として返還すべき客体を「受益者が得た利益及びその利益に基づいてさらに取得したもの」と規定している。しかし、その利益の性質やその他の事情により返還が不可能な場合には、民法181条ただし書に基づき、受益者はその価額を償還しなければならないとされている。本稿は、他人の人格権を無権限で行使した場合、受益者が得た利益は他人の人格権の行使そのものであると考えるが、当該利益は性質上、返還が不可能であるため、民法181条ただし書に従い、その価額を償還すべきである（王澤鑑、2012）¹⁸⁾。争点となる価額の算定方法については、当該人格権を行使した場合の市場における客観的な価額、すなわち、その人格権を行使するために合理的に支払われるべき使用料を基準とすべきである（王澤鑑、2012）¹⁹⁾。例えば、受益者と損失者が以前に締結した広告出演契約における料金基準を参考にして決定することが考えられる²⁰⁾。

次に後者について述べると、不当利得返還請求権の返還範囲に関して、受益者が善意の不当利得受益者、すなわち、法律上の原因のない利益を受け取ったことを知らない場合には、民法182条1項に基づき、現存する利益の範囲に限り、返還または価額の償還の責任を負うとされている。しかし、人格権の強制商業化に関する事例では、受益者は通常、悪意の不当利得受益者、すなわち、法律上の原因のない利益を受け取ったことを知っている者である。この場合は、民法182条2項に基づき、責任が加重されるべきである。すなわち、受益時に得た利益を返還するだけでなく、利息を付加して償還し、さらに損害が発生している場合にはその賠償も行う必要がある。

四. 結論

人格権に対する非金銭的賠償による保護について、本稿では「侵害の除去または予防」、「原状回復」、および「利益の返還」という三つの側面から論じた。

まず、侵害の除去または予防についてであるが、これは人格権が侵害された場合、権利主体がその人格の完全性を維持するために、要件を満たす場合には行為者に対して侵害の除去または予防を請求できることを指す。その請求権の法的根拠として、台湾の法律は特定的人格権が侵害された場合に特別規定を設けている場合がある。例えば、民法 19 条前段や公平取引法 29 条などの規定がその典型例である。さらに、台湾民法 18 条 1 項において、人格権が侵害された場合に侵害の除去または予防を請求できるとする一般規定が設けられている。すなわち、いかなる人格権が侵害された場合でも、この規定に基づいて侵害の除去または予防を請求することが可能である。

次に、原状回復についてであるが、人格権が侵害された被害者が、契約または不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使して賠償を請求する可能性があることを指す。ただし、請求権の根拠が何にかかわらず、財産的または非財産的損害については、民法 213 条 1 項に基づき、原則として原状回復を損害賠償の方法とする。例えば、名誉権が侵害された場合、被害者は民法 195 条 1 項後段に基づき、名誉回復のための適切な処分を請求することができる。これは、被害者が非財産的損害について原状回復を請求する最も典型的な事例である。

最後に、利益の返還についてであるが、人格権の強制商業化に関する事例において、権利者は民法 177 条 2 項または 179 条に基づき、行為者がその人格権を行使して得た利益の返還を請求することができる。しかし、実際には、民法 177 条 2 項の利益返還請求権は要件が非常に厳格であるため、この請求権は人格権の保護に実質的な効果を発揮していない。そのため、人格権者が行為者に対して利益の返還を請求する際の主な法的根拠は、民法 179 条の不当利得返還請求権に委ねられている。

受益者が損失者の同意を得ることなくその人格権を行使し、それによって利益を得た場合、それは権利利益の帰属において、損失者に属する利益を取得したことを意味する。ゆえに、受益者は法律上の原因のない利益を取得し、他人に損害を与えたと認められる。ただし、その利益は性質上、返還が不可能であるため、民法 181 条ただし書に基づき、その価額を償還すべきである。価額の算定方法については、当該人格権の行使に基づく市場における客観的価額、すなわち、合理的に支払われるべき使用料を基準に計算するものとされる。さらに、人格権の強制商業化に関する事例では、受益者が通常、悪意の不当利得受益者であるため、返還範囲は民法 182 条 2 項に基づいて定められる。言い換えれば、受益者は受益時に得た利益を返還するだけでなく、利息を付加して償還する必要がある、損害が発生している場合にはその賠償も行わなければならない。

注

- 1) この点について、学者の中には「何人も他人を侵害してはならないという不作為義務を本来的に負っている」とする論拠を挙げている者がいる。
- 2) 最高法院 96 年度台上字第 2170 号民事判決。
- 3) 民国 111 年憲判字第 2 号判決において次のように述べられている。「民法 195 条 1 項前段の規定は、被害者が受けた非財産的損害について、その損害を補填する主要な方法として金銭賠償を定めている」。これは、名誉権侵害による非財産的損害に対して、まず金銭賠償を請求すべきことを示していると解される。
- 4) 台湾高等法院 91 年度上字第 403 号民事判決。
- 5) 台湾高等法院 111 年度上更二字第 151 号民事判決。
- 6) 台湾高等法院 110 年度勞上字第 133 号民事判決。
- 7) 台湾高等法院 111 年度上字第 236 号民事判決。
- 8) 台湾高等法院高雄分院 110 年度上字第 299 号民事判決。
- 9) 台湾高等法院 111 年度上字第 1180 号民事判決。
- 10) 台湾高等法院 111 年度上字第 388 号民事判決。
- 11) 台湾高等法院高雄分院 111 年度上字第 156 号民事判決。
- 12) 最高法院 104 年度台上字第 1407 号民事判決。
- 13) 例えば、台湾高等法院 110 年度上字第 630 号民事判決。
- 14) 最高法院 112 年度台上字第 402 号民事判決。
- 15) 最高法院 112 年度台上字第 2057 号民事判決。
- 16) 最高法院 106 年度台上字第 2467 号民事判決。
- 17) 最高法院 111 年度台上字第 2619 号民事判決。
- 18) 台湾高等法院 110 年度上字第 630 号民事判決を参照。
- 19) 台湾高等法院高雄分院 110 年度上易字第 156 号民事判決。
- 20) 台湾基隆地方法院 106 年度訴字第 112 号民事判決。

参考文献

- 王澤鑑 (2012 年) 『人格権法—法積義学、比較法、事例研究』 456 頁、505 頁、129 頁、530-531 頁、554 頁。
- 黃茂榮 (2022 年) 『侵權行為法』 296 頁。
- 王澤鑑 (2024 年) 『民法総則 [増補新版]』 176 頁、181 頁。
- 陳聰富 (2022 年) 『民法総則 [第 4 版]』 94 頁。
- 黃茂榮 (2010 年) 『債法総論 (第二冊) [第 3 版]』 269 頁。
- 鄭冠宇 (2023 年) 『民法総則 [第 8 版]』 123 頁。
- 葉啟洲 (2021 年) 『民法総則』 93 頁。
- 王澤鑑 (2017 年) 『損害賠償法 [第 2 版]』 130 頁。
- 詹森林 (1998 年) 「自由權之侵害與非財產上之損害賠償—最高法院八十一年臺上字第二四六二號民事判決之研究」 『民事法理與判決研究』 258-259 頁。
- 劉春堂 (2020 年) 『民法債編通則 (下): 無因管理、不当得利、侵權行為』 771 頁、775 頁。
- 陳忠五 (2018 年) 『新學林分科六法—民法 [第 14 版]』 B-312 頁。
- 陳聰富 (2023 年) 『侵權行為法原理 [第 3 版]』 503 頁。
- 史尚寬 (1990 年) 『債法総論』 212-213 頁。
- 吳志正・管靜怡 (2022 年) 『債編総論逐条積義 (I) —債之發生・債之標的』 209 頁。
- 孫森焱 (2020 年) 『民法債編総論 (上) [修訂版]』 350 頁。
- 劉春堂 (2021 年) 『民法債編通則 (上) —緒論、代理權之授與、契約、定型化契約與消費者契約、債之標的、債務履行與不履行』 245 頁。
- 王澤鑑 (2015 年) 『不当得利 [増訂新版]』 42-43 頁、157-159 頁。
- 劉春堂 (2016 年) 『肖像權之研究』 『民商法論集 (三): 人格權法專論』 356 頁。